

【 介護老人福祉施設 夢あかり 利用料金のご案内 】

(令和5年4月改定)

1. 基本料金の目安表 (1ヶ月は30日で計算しています。)

要介護度	1日の介護 保険単位数 (1割)	利用者 負担段階	①			②	③	④(①+②+③)		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
			1ヶ月の介護サービス費			1ヶ月の 食費	1ヶ月の 居住費	1ヶ月のご利用料金目安		
要介護1	652円	第4段階以上	19,560円	39,120円	58,680円	46,350円	66,000円	131,910円	151,470円	171,030円
		第3段階②	19,560円	/	/	40,800円	39,300円	99,660円	/	/
		第3段階①	19,560円			19,500円	39,300円	78,360円		
		第2段階	15,000円			11,700円	24,600円	51,300円		
		第1段階	15,000円			9,000円	24,600円	48,600円		
要介護2	720円	第4段階以上	21,600円	43,200円	64,800円	46,350円	66,000円	133,950円	155,550円	177,150円
		第3段階②	21,600円	/	/	40,800円	39,300円	101,700円	/	/
		第3段階①	21,600円			19,500円	39,300円	80,400円		
		第2段階	15,000円			11,700円	24,600円	51,300円		
		第1段階	15,000円			9,000円	24,600円	48,600円		
要介護3	793円	第4段階以上	23,790円	47,580円	71,370円	46,350円	66,000円	136,140円	159,930円	183,720円
		第3段階②	23,790円	/	/	40,800円	39,300円	103,890円	/	/
		第3段階①	23,790円			19,500円	39,300円	82,590円		
		第2段階	15,000円			11,700円	24,600円	51,300円		
		第1段階	15,000円			9,000円	24,600円	48,600円		
要介護4	862円	第4段階以上	25,860円	51,720円	77,580円	46,350円	66,000円	138,210円	164,070円	189,930円
		第3段階②	24,600円	/	/	40,800円	39,300円	104,700円	/	/
		第3段階①	24,600円			19,500円	39,300円	83,400円		
		第2段階	15,000円			11,700円	24,600円	51,300円		
		第1段階	15,000円			9,000円	24,600円	48,600円		
要介護5	929円	第4段階以上	27,870円	55,740円	83,610円	46,350円	66,000円	140,220円	168,090円	195,960円
		第3段階②	24,600円	/	/	40,800円	39,300円	104,700円	/	/
		第3段階①	24,600円			19,500円	39,300円	83,400円		
		第2段階	15,000円			11,700円	24,600円	51,300円		
		第1段階	15,000円			9,000円	24,600円	48,600円		

※ 第1～3段階の方の目安料金は、ご利用料金として一旦お支払いただいた上で後から支給される「高額介護サービス費」をあらかじめ除いた額にて表示しております。2割負担の方は別紙「介護サービス費の軽減」をご参照ください。

2. 加算料金

下記の加算が算定されます。(届出日に応じて、項目毎の加算算定開始日が異なる場合があります。)

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容のご説明
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	入居日から起算し30日以内、また、30日を超える入院後に再入居した日から起算し30日以内の期間について、1日毎に所定の単位数が算定されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	36円/日	54円/日	ユニット型個室の施設にて夜勤を行う看護・介護職員の数が、最低基準(2ユニットに1名)を1名以上上回る場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅰ	12円/日	24円/日	36円/日	常勤専従の機能訓練指導員を一定数以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/日	40円/日	60円/日	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合で、かつ、個別機能訓練計画の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している際に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日	常勤専従の管理栄養士を一定数以上配置し栄養計画の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食	管理栄養士の管理にて、入居者の心身の状況等により適切な栄養量及び内容で厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	400円/月	800円/月	1,200円/月	現に経口より食事を摂取する者で誤嚥が認められる者に対し、医師の指示に基づき他職種が共同して食事の観察・会議等を行い、個別で経口維持計画をされている等の場合に算定されます。
経口維持加算Ⅱ	100円/月	200円/月	300円/月	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援する為の食事の観察及び会議等に医師が加わった場合に算定されます。
経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日	医師の指示に基づき、関係多職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入居者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、当該計画に沿って栄養士等による支援が行われた場合に算定されます。

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容のご説明
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	180 円/月	270 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	220 円/月	330 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
日常生活継続支援加算	46 円/日	92 円/日	138 円/日	介護福祉士を入居者様6名に対し1名配置及び、前6か月又は前12か月間の新規入居者様のうち要介護4・5の割合が70%以上又は、認知症日常生活自立度3以上の割合が65%以上の場合に算定します。
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	8 円/日	12 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	16 円/日	24 円/日	24時間連絡出来る体制（オンコール体制）を整備している場合に算定されます。
在宅・入所相互利用加算	40 円/日	80 円/日	120 円/日	在宅期間及び入所期間（3か月を限度）を定めて、同一の個室を計画的に利用する、在宅・入所相互利用を行われる場合に算定されます。
退所前連携加算	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回	入所期間が1か月を超える入居者の退居に先立って、指定居宅居宅介護支援事業者等の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅における居宅サービス等の利用上必要な調整を行った場合に、退居日に1回のみ算定されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護費の8.3%相当			介護サービス費（食費・居住費除く）の総額に8.3%を乗じて算出した額の、1割または2割または3割分がご利用者様の負担となります。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護費の2.7%相当			介護サービス費（食費・居住費除く）の総額に2.7%を乗じて算出した額の、1割または2割または3割分がご利用者様の負担となります。
介護職員ベースアップ等支援加算	介護費の1.6%相当			介護サービス費（食費・居住費除く）の総額に1.6%を乗じて算出した額の、1割または2割または3割分がご利用者様の負担となります。
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 円/月	200 円/月	300 円/月	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、医療機関でリハビリテーションを行う理学療法士等からの助言を受ける体制があり、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に算定されます。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円/月	400 円/月	600 円/月	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、医療機関でリハビリテーションを行う理学療法士等が加算を算定する施設に訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円/月	80 円/月	120 円/月	入所者ごとの入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円/月	100 円/月	150 円/月	入所者ごとの入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	400 円/回	600 円/回	医療機関へ入院し、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が栄養食事指導に同席し、再入居後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に算定されます。
低栄養リスク改善加算	300 円/月	600 円/月	900 円/月	月1回以上、栄養管理の為に会議を行い、低栄養状態を改善する為の特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成し、計画に基づき対象となる入居者に対し食事の観察を週5回以上行い、食事・栄養調整等を行った場合に算定されます。（経口移行加算・経口維持加算を算定していない場合に限る）

3. 該当される方のみ必要となる諸費用

入居者様の個人的なご要望に合わせて、様々なサービスをご用意しております。ご利用される方のみ、必要な費用となります。

費目	内容	料金
預り金管理料	預かり金の出納管理に係る費用や現金などの保管・各種支払い手続きの代行	1,000円/月
居室確保料	入院などによりご不在となる際の居室確保料。 居室料から光熱費相当額を差し引いた額。	1,500円/日
娯楽費	サークル活動における材料費、外出行事などでの小遣いなど。	実費
電気使用料	居室に電化製品を持ち込まれる際の電気料金。	1台あたりの金額
	① テレビ	40円/日
	② 冷蔵庫	40円/日
	③ 加湿器・空気清浄機	40円/日
	④ パソコン	40円/日
	⑤ 音響機器、ラジオ等（電池式以外）	40円/日
	⑥ 充電を要する機器（携帯電話、電気カミソリ等）	20円/日
診察料・薬代	診察料や薬代は実費でのご負担となります。	実費
オムツ代	介護保険給付対象につき介護サービス費に含まれます。	無し

4. 各種ご利用料金の減額制度（市町村への申請が必要です。）

①居住費・食費の軽減

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

区分	利用者負担段階 対象者	預貯金等の 資産の状況	負担限度額	
			居住費（個室）	食費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	820円/日	300円/日
第2段階	市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	820円/日	390円/日
第3段階 ①	市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,310円/日	650円/日
第3段階 ②	市民税非課税世帯の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方	単身500万円以下 夫婦1,550万円以下	1,310円/日	1,360円/日
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内に住民税が課税されている方がいる ・本人が住民税を課税されている方 ・本人は住民税非課税だが、世帯分離している配偶者が課税されている方 ・預貯金が段階ごと既定の金額を超えている方（※詳細はお問い合わせ下さい。） 		助成の対象になりません	

②介護サービス費の軽減

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が申請により「高額介護サービス費」として、後から支給されます。利用者負担のうち、施設サービスを利用したときの食費や居住費（滞在費）対象となりません。

利用者負担段階区分	上限額（月額）	
年収約1,160万円以上	世帯	140,100円
年収約770万円以上、約1,160万円未満	世帯	93,000円
年収約383万円以上、約770万円未満	世帯	44,400円
一般（上記以外の住民税課税世帯）	世帯	44,400円
住民税世帯非課税等	世帯	24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 老齢福祉年金の受給者	個人	15,000円
生活保護の受給者	個人	15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯	15,000円

③社会福祉法人の利用者負担額減免制度

世帯全員が市町村住民税非課税で、一定の条件に該当すると市町村が認めた場合には、利用者負担額（介護サービス費、居住費、食費）を社会福祉法人と公費で負担し、入居者の負担を軽減する制度です。

（老齢福祉年金受給者については1/2額の軽減、それ以外の方については1/4額の軽減）

※ 市町村に申請し、下記の条件に全て該当すると認められた場合に、減免の対象となります。
(1) 年間収入が単身世帯150万円、世帯員が1人増すごとに50万円を加算した額以下であること。
(2) 貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額以下であること。
(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
(5) 介護保険料を滞納していないこと。

④利用者負担段階 第4段階の方の特例（特例減額措置）

高齢夫婦二人暮らしで、一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合等には、居住費・食費が減額されます。（下記の要件を全て満たす場合）

(1) 市町村住民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）であること。
(2) 世帯員が介護保険施設の「ユニット型個室」に入り、負担第4段階の居住費・食費の負担をしていること。
(3) 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費、食費の年額）を除いた額が80万円以下となること。
(4) 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
(5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
(6) 介護保険料を滞納していないこと。